

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>III 主要行等監督上の評価項目</p> <p>III-2 財務の健全性等</p> <p>III-2-1 自己資本の充実</p> <p>III-2-1-1 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>III-2-1-1-3 監督手法・対応</p> <p>(2) 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</p> <p>① その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性（国際統一基準） その他 Tier 1 資本調達手段に係る法第 53 条第 1 項第 4 号に規定する資本金の額の増額の届出又は施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ若しくは劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合等において、これがその他 Tier 1 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. ~ハ. (略)</p>	<p>III 主要行等監督上の評価項目</p> <p>III-2 財務の健全性等</p> <p>III-2-1 自己資本の充実</p> <p>III-2-1-1 自己資本の適切性（資本の質）</p> <p>III-2-1-1-3 監督手法・対応</p> <p>(2) 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</p> <p>① その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性（国際統一基準） その他 Tier 1 資本調達手段に係る法第 53 条第 1 項第 4 号に規定する資本金の額の増額の届出、施行規則第 35 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権又は新株予約権付社債の発行の届出、同項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ若しくは劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出又は同項第 30 号に規定する特別目的会社等（告示第 6 条第 3 項に規定する特別目的会社等をいう。以下同じ。）による資本調達の届出があった場合等において、これがその他 Tier 1 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. ~ハ. (略)</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>二. 告示第6条第4項第15号本文等に従い、元本の削減等又は公的機関による資金援助がなければ銀行が存続できないと認められる場合（以下「実質破綻事由」という。）において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときに、元本の削減等が行われる内容の特約を定める場合には、バーゼル銀行監督委員会「実質的な破綻状態において損失吸収力を確保するための最低要件」（2011年1月）を踏まえ、以下の事項を全て満たさなければならないことに留意するものとする。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 銀行の海外子会社（告示第6条第3項に規定する特別目的会社等（以下「特別目的会社等」という。）を除く。）が資本調達手段を発行する場合であって、当該資本調達手段を当該銀行の連結自己資本比率算定上のその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入するためには、当該海外子会社の所在地国の監督当局及び我が国当局のいずれか一方又は双方が、当該資本調達手段の元本の削減等又は当該海外子会社への公的機関による資金援助がなければ当該海外子会社が存続できないとして当該資本調達手段の元本の削減等又は当該海外子会社への公的機関による資金援助が必要と判断した場合に、当該資本調達手段の元本の削減等が、適用ある法令に従い直ちに行われる旨の内容となっていること。なお、この場合、当該海外子会社の普通株式に代えて、当該銀行の普通株式を当該資本調達手段の保有者に交付することを妨げない。</p> <p>なお、告示第6条第4項第15号ただし書等の適用により同号に定</p>	<p>二. 告示第6条第4項第15号本文等に従い、元本の削減等又は公的機関による資金援助がなければ銀行が存続できないと認められる場合（以下「実質破綻事由」という。）において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときに、元本の削減等が行われる内容の特約を定める場合には、バーゼル銀行監督委員会「実質的な破綻状態において損失吸収力を確保するための最低要件」（2011年1月）を踏まえ、以下の事項を全て満たさなければならないことに留意するものとする。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 銀行の海外子会社（特別目的会社等を除く。）が資本調達手段を発行する場合であって、当該資本調達手段を当該銀行の連結自己資本比率算定上のその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入するためには、当該海外子会社の所在地国の監督当局及び我が国当局のいずれか一方又は双方が、当該資本調達手段の元本の削減等又は当該海外子会社への公的機関による資金援助がなければ当該海外子会社が存続できないとして当該資本調達手段の元本の削減等又は当該海外子会社への公的機関による資金援助が必要と判断した場合に、当該資本調達手段の元本の削減等が、適用ある法令に従い直ちに行われる旨の内容となっていること。なお、この場合、当該海外子会社の普通株式に代えて、当該銀行の普通株式を当該資本調達手段の保有者に交付することを妨げない。</p> <p>なお、告示第6条第4項第15号ただし書等の適用により同号に定める特約が定められない場合には、法令の規定に基づいて元本の削</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>める特約が定められない場合には、法令の規定に基づいて元本の削減等を行う措置が講ぜられること又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に、当該銀行に生じる損失が当該資本調達手段において完全に負担されることが、当該資本調達手段の発行に際し開示されなければならないことに留意する。</p> <p>ホ. (略)</p> <p>② Tier 2 資本調達手段としての適格性（国際統一基準）</p> <p>銀行が発行する Tier 2 資本に係る法第 53 条第 1 項第 4 号に規定する資本金の額の増額の届出又は施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後ローンによる借入れ若しくは劣後債の発行の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(3) 銀行の任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認</p> <p>① 施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出（当該劣後ローン又は劣後債が特別目的会社等を通じて発行された資本調達手段の発行代り金を銀行に回金するためのものである場合を含む。）又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しよう</p>	<p>減等を行う措置が講ぜられること又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に、当該銀行に生じる損失が当該資本調達手段において完全に負担されることが、当該資本調達手段の発行に際し開示されなければならないことに留意する。</p> <p>ホ. (略)</p> <p>② Tier 2 資本調達手段としての適格性（国際統一基準）</p> <p>銀行が発行する Tier 2 資本に係る法第 53 条第 1 項第 4 号に規定する資本金の額の増額の届出、施行規則第 35 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権又は新株予約権付社債の発行の届出、同項第 22 号に規定する劣後ローンによる借入れ若しくは劣後債の発行の届出又は同項第 30 号に規定する特別目的会社等による資本調達の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(3) 銀行の任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認</p> <p>① 施行規則第 35 条第 1 項第 2 号の 2 に規定する新株予約権付社債の期限前償還に係る届出、同項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出、同項第 24 号に規定する自己の株式の取得に係る届出、同項第 24 号の 2 に規定する取得条項付株式の取得に係る届出、同項第 24 号の 3 に規定する全部取得条項付種</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>とする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該銀行における期限前弁済若しくは期限前償還（期限のないものについての弁済又は償還を含む。）又は株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>類株式の取得に係る届出又は同項第31号に規定する特別目的会社等の発行する資本調達手段の期限前弁済若しくは期限前償還に係る届出を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該銀行における期限前弁済若しくは期限前償還（期限のないものについての弁済又は償還を含む。）又は株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(以下略)</p>